

保 護 者 様

大阪府立高槻支援学校
校 長 赤木 瑞枝

警報が発令された場合の臨時休業について（お知らせ）

午前7時現在で「暴風警報」もしくは「特別警報」(大雨・暴風・高潮など)が大阪府(北大阪地域)に発令されている場合は、通学バスの運行を中止するとともに、学校を臨時休業とします。

*本校の通学区域は「大阪府（北大阪地域）」に入りますので、北大阪地域に「暴風警報」もしくは「特別警報」(大雨・暴風・高潮など)が発令された場合は臨時休業となります。大阪府全域に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令された場合も同様です。

*以下の場合は臨時休業となりません。

- ・他の通常の「警報」(大雨・洪水など)が発令されていても「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されていない場合
- ・北大阪地域には発令されていない場合

*気象状況によって下校時の安全が確保できない場合は、下校時刻の変更や、保護者の方に迎えをお願いすることがあります。その際は「さくら連絡網」などでお知らせいたします。

*保護者の方が「登校は危険である」と判断される場合は、無理な登校はお控えください。なお、その場合は必ず学校への連絡をお願いいたします。